



心身障害者福祉金を支給します

問 申福祉課福祉政策室（☎75－8940）または各支所地域振興課地域福祉室

対 7月1日現在で以下の全てに該当する人

- ※昨年度該当した人には文書を送付しています
- ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ・市民税が非課税で、公的年金および手当（※）の支給を受けていない人
- ・1年以上市内に住所を有している人
- ・施設に入所していない人
- ・生活保護を受給していない人

※「公的年金および手当」は、以下のとおりです
老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当

申請に必要なもの

- ・心身障害者福祉金支給申請書
※福祉課および各支所地域振興課地域福祉室の窓口に備え付けてあります
- ・振込口座の通帳 ・障害者手帳 ・印鑑

福祉金の額(年額)

【身体障がい者】	【知的障がい者】	【精神障がい者】
1級 5万円	A判定 5万円	1級 5万円
2級 4万円	B判定 3万円	2級 4万円
3級 3万円		3級 3万円



ホームページ



児童扶養手当を支給、ひとり親家庭等の医療費を助成します

問 申こども課子育て支援室（☎75－8939）または各支所地域振興課地域福祉室

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障がいの状態にある児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいをもつ児童は20歳未満）などを養育している父または母もしくは父または母に代わって養育している人へ支給します。
※詳しい支給要件は、市ホームページをご覧ください

対象児童数	手当額
1人	46,690円～11,010円
2人	57,720円～16,530円
3人以上	児童1人増すごとに11,030円～5,520円を加算した額

ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の父や母、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいのある児童は20歳未満）などの医療費の一部を助成します。助成要件は児童扶養手当の支給要件と同じです。

現況届・更新申請書の提出はお早めに

児童扶養手当・ひとり親家庭等の医療費助成を受けている人は、8月中旬に「児童扶養手当現況届」「更新申請書」を提出してください。対象者には7月下旬に案内を送付します。

ホームページ



重度心身障害者医療費助成制度(県障)のお知らせ

問 申福祉課福祉政策室（☎75－8940）または各支所地域振興課地域福祉室

重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費（住民税非課税世帯の人）、訪問看護医療費を助成する制度です。

【利用できる人】

- ・身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人
- ・療育手帳Aの交付を受けている人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ※一定以上の所得があると助成停止となります

【助成の受け方】

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口に提示することで、一部負担金だけの支払いとなります。

【一部負担金】

- 医療機関ごとに月ごとで
- ・外来 530円（1回）※月4回まで負担
- ・入院 1,200円（1日）
- ・訪問看護 250円（1日）
- ※調剤薬局へ支払う料金は無料です

【申請について】

- ・現在受給者証をお持ちの人は、8月末までに新しい受給者証を送付します
- ・転入してきた場合は、申請が必要となります

【医療費の払い戻し（償還払い）】

- 自己負担額を超えた金額を還付します。
- ・治療用装具を購入したとき
- ・入院時生活療養費（うち食事分）を支払ったとき（住民税非課税世帯の場合）
- ・県外の医療機関を受診したとき
- ※還付を受けるには申請が必要です

ホームページ



介護保険負担限度額認定の申請のお知らせ

問 申介護高齢課介護保険室（☎75－8936）または各支所地域振興課地域福祉室

■軽減の対象となる費用

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）サービスまたはショートステイ利用時の食費と居住費（滞在費）

※市民税非課税世帯で預貯金などの金額が基準以下の人が対象になります

※デイサービスやその他サービスを利用した時の費用は対象外です

※軽減額は対象者の収入や利用施設の居室により異なります

■申請の手続き

介護保険被保険者証、預貯金通帳などの申請日直近2カ月以内の残高が確認できる書類（配偶者がいる人は配偶者名義の書類も必要）、マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

■認定証の更新手続き

有効期限が7月31日と記載のある認定証が交付されている人で、8月以降引き続き軽減を受ける場合は、更新の手続きが必要です。6月中旬に更新申請の案内を送付していますので、忘れずに申請してください。

※更新後の認定証は7月下旬に送付します。
なお、介護保険施設に入所している人には、直接施設に送付する場合があります



ホームページ



自然公園内で一定の行為を行うには手続きが必要です

問 【国立公園】観光課観光交流室（☎75－8943）
【県立自然公園】都市計画課都市政策室（☎75－8946）

自然公園として指定されている「磐梯朝日国立公園」「瀬波笹川流れ栗島県立自然公園」のすばらしい景観を保護し後世に引き継ぐため、法律や条例で行為が規制されています。次の行為を行う場合、申請が必要で、行為の内容に制限があります。

- ・建物の新築、増改築（常設、仮設を問いません）
- ・広告物の設置
- ・高山植物などの採取
- ・動物の捕獲、放出など

ホームページ



8月の各種相談 ※日程は祝日を除く

県弁護士会法律相談(要予約)

時 火曜日午前10時15分～午後0時45分

問 新潟県弁護士会（☎025－222－5533）

または福祉課総合相談室（☎75－8941）

県弁護士会交通事故相談(要予約)

時 火曜日午後1時45分～4時15分

問 新潟県弁護士会（☎025－222－5533）

出張年金相談(要予約)

時 13日(水)・27日(水)午前10時～午後3時

問 新潟田年金事務所（☎0254－23－2128）

心配ごと相談の日程については、社協むらかみ（偶数月発行）をご覧ください。お問い合わせください。

問 社会福祉協議会生活支援課（☎62－7756）